

議長（滝内久生君） 次は、質問順位 6 番、1 つ、交通政策と移動制約者への支援について、2 つ、公有財産の貸付と有効活用について。

以上 2 件について、1 番 江田邦明君。

〔 1 番 江田邦明君登壇 〕

1 番（江田邦明君） 松陰会の江田邦明です。

議長の通告に従い、趣旨質問を行います。

1 件目の交通政策と移動制約者への支援については、今ある課題に新たなものを掛け合わせ、課題の改善と変革を図るための政策提案であります。

2 件目の公有財産の貸付けと有効活用については、今ある課題を明確にし、新たな収益構造を図るための課題追求であります。

国は平成25年、国民の移動に関する権利、いわゆる交通権を保障する交通政策基本法を定めました。また、同法に基づく交通政策基本計画では、専ら事業者が交通サービスを提供する時代から、住民・利用者も含め幅広い関係者が社会経済環境の変化に的確に対応した交通の在り方を共に考え、支える時代へ転換する。情報通信技術の活用をはじめ、技術革新によるイノベーションを進めるという見解を示しました。

その後、下田市においても、平成27年4月から令和5年3月までの8か年を計画期間とする下田市地域公共交通基本計画を策定し、下田市の公共交通を取り巻く課題として、高齢化の課題、移動制約者への対応。 来訪者の移動手段の対応。 市内移動・広域移動への対応。 公共交通利用者確保、運行維持の課題を挙げました。

そこでお尋ねいたします。本計画策定から6年8か月が経過しますが、この4つの課題に対する取組とその改善等の結果について、また、その他改善が図られた交通政策についてお聞かせください。

さらに、課題 の高齢化の課題、移動制約者への対応について、掘り下げて質問をさせていただきます。移動制約者とは、車社会において移動を制約される人で、主に運転免許や自家用車を持たない、または持てない高齢者・子ども・障がいのある方などでございます。このコロナ禍で、特に高齢者の外出機会はこれまで以上に減りました。この課題に対して、どのような交通政策の取組が必要と考えるかお聞かせください。

移動制約者への支援についてでございますが、賀茂1市5町全ての自治体で重度心身障がい者タクシー利用助成及び小中学生遠距離通学費補助金の制度がございます。また、近隣自治体では、南伊豆町が高校生バス通学補助事業で1,110万2,000円。伊豆市が高校生通学補助

事業で1,374万6,000円、高齢者割引乗車証購入助成事業で478万8,000円と、在宅高齢者タクシー等利用助成事業で2,065万3,000円。伊豆の国市が在宅高齢者外出支援事業で2,137万1,000円の事業を実施しております。各事業の内容は、高校生のバス通学補助と高齢者の鉄道・バス・タクシー利用補助でございます。

そこでお尋ねいたします。現在、下田市が実施している移動制約者への支援事業とその事業に対する令和3年度予算額についてお聞かせください。

次に、高齢者の外出促進とモビリティ・アズ・ア・サービス、一般的に言われるMaaSについて質問をさせていただきます。現在、各分野でデジタル・トランスフォーメーション、データとデジタル技術を活用した様々な変革が進んでおります。公共交通業界では、様々な種類の交通サービスを需要に応じて利用できる1つの移動サービスに統合するMaaSへの取組が進んでおります。その統合については4段階に分類され、レベル1を情報・検索の統合、レベル2を予約・決済の統合、レベル3をその他サービスとの統合、レベル4を制度・政策の統合とされております。

MaaSの推進に当たり必要なレベル2の予約・決済の統合では、一般的にスマートフォンとアプリが必要となりますが、下田市においては75歳以上の人口、4,810人となり、全人口の22.8%を占めており、そのハードルは非常に高いと考えられます。既に群馬県前橋市では、交通系ICカードとマイナンバーカードを連携させることによるMaaSへの活用と住民向けサービスの提供に取り組んでおります。

そこでお尋ねいたします。私は、下田市における高齢者の外出促進とMaaSの推進に必要なものは、高齢者への交通系ICカードの普及であると考えます。昨年12月定例会の一般質問、新型コロナウイルス感染症対応と地方創生臨時交付金の活用についての中で、高齢者の外出と新しい生活様式への対応を支援するとともに、キャッシュレス社会への移行を促すため、交通系電子マネーを配付する交通系電子マネー配付事業の実施について、私から提言をさせていただきました。議員の一般質問に対するPDCAサイクルを踏まえ、高齢者への交通系ICカードの普及についての協議状況と当局の見解についてお聞かせください。

次に、高校生通学補助と子育て支援について質問をさせていただきます。現在、国の高等学校等就学支援金制度により、世帯年収等の制限はございますが、公立高校及び私立高校の授業料は実質無償化となっております。そこで、授業料以外の教育費に注目したいと思います。平成28年3月に策定された南伊豆・西伊豆地域公共交通網形成計画において、下田市に居住する高校生448名の通学先は、下田高校に258名、南伊豆分校に53名、松崎高校に18名、

稲取高校に117名、城ヶ崎分校に2名というアンケート結果の記載がございました。仮に、居住地をここ東本郷1丁目とし、通常の通学定期でそれぞれ下田高校に電車で通った場合、3年間で11万2,440円、松崎高校にバスで通った場合、3年間で114万930円となり、1生徒当たり3年間の通学費で100万円以上の差がございます。さらに、子どもが複数いる世帯では、その差が200、300万円となり、通学への経済的負担の課題が見えてきます。

また、急速に少子化が進む中、中山間地域等の高等学校では、特色ある教育で魅力化を図るなどし、学校規模の維持等に取り組んでおり、ここ賀茂地域でも同様な取組が進められております。こうした中、子育て世代の親は、子どもが希望する学校で教育等を受ける機会をつくっていく必要があると考えます。しかしながら、教育などの機会均等と、それに付随する通学への経済的負担の課題については、一家庭だけで解決できるものではございません。

そこでお尋ねいたします。自治体が教育などの機会均等を保障するために必要と思われる高校生通学補助について、下田市はどのような支援を進めていくべきとお考えか、お聞かせください。

2件目でございます。公有財産の貸付けと有効活用について。

昨年12月定例会における私からの一般質問「新しい未来にむけた歳入確保について」の中で、山梨県と民間企業の間で土地貸付料が問題となっておりますが、下田市では賃料算定方法に課題や問題がないかと質問をさせていただきました。それに対する当局の答弁は、土地貸付料につきましてですが、下田市普通財産土地の貸付けに関する要綱に基づきまして事務を執行してございます。これらの設定が近隣類似の民間実例より著しく高額または低額と認められる場合は調整することができることになっております。貸付審査におきましては、随時の対応で行っておりますが、更新の際には希望の確認を行いまして、その際に貸付料を見直すこととしております。今後も適正に見直しを図ってまいりますといった答弁がございました。

また、令和2年度下田市一般会計歳入歳出決算認定の討論でも、公有財産であるワーケーション拠点施設の貸付けについての意見が出ておりましたので、現状の条例等で公有財産を貸し付けるに当たっての課題や、その課題に対する条例や賃料等の見直しの必要性についてお尋ねしていきたいと思っております。

ワーケーション拠点施設について、地方財政法第8条（財産の管理及び運用）で、地方公共団体の財産は、常に良好の状態においてこれを管理し、その所有の目的に応じて最も効率的にこれを運用しなければならないと規定されております。私は、このワーケーション拠点

施設について、全国でオフィスビルや商業施設等の開発、賃貸、管理を手がける三菱地所株式会社に貸し付けることが最も効率的な運用と考えておりますが、公有財産を貸し付けるに当たり、関係する条例等に疑義がございますので、既に令和3年度下田市一般会計予算で決議された予算、市有財産貸付収入60万円でございますが、所管委員会の副委員長として審査不足であった点について、この場にておわびを申し上げ、何とぞ御理解いただき、質問をさせていただきたいと思っております。

初めに、財産の整備、所有の目的と財産区分についてお尋ねいたします。令和2年度に普通財産であった旧樋村医院をワーケーション拠点施設として整備したところでございますが、この整備、所有の目的は市が行う企業誘致事業（三菱地所を企業誘致すること）なのか、市が行うワーケーション事業（市と三菱地所でワーケーション事業を行うこと）なのかについてお聞かせください。

また、同施設の土地・建物の財産区分において、住民の一般的な共同の利用に供することを目的とする公共用財産とした理由についてお聞かせください。

次に、賃料等の契約についてお尋ねいたします。建物使用料の算定については、根拠規定を下田市行政財産の使用料徴収条例としております。この算定方法では、使用料が建物の延べ床面積のみで算定されており、世間一般的な建物の資産価値が使用料に反映されておられません。この点の見直しの必要性について、考えをお聞かせください。

また、土地使用料の算定については、根拠規定を下田市普通財産土地の貸付けに関する要綱としております。行政財産として区分される土地でありながら、なぜ下田市行政財産の使用料徴収条例を根拠規定としなかったかについてお聞きかせください。

併せて、根拠規定とした下田市普通財産土地の貸付けに関する要綱の第4条（貸付面積）では、土地の一部を貸し付ける場合において進入路等を確保する必要があるときは、その部分も貸付面積に算入するとされております。土地使用料に算定されている貸付面積は、建物敷地と専用庭のみとなっており、進入路や駐車場等は貸付面積に算入されておられません。この点の見直しの必要性について、考えをお聞かせください。

また、ワーケーション拠点施設の全体面積の土地1,736.41平米・建物385平米から、貸付面積の土地510平米・建物275.78平米を差し引いた残り面積の土地1,226.41平米・建物109.22平米は公共用財産としてどのように運用し、管理されているかお聞かせください。

最後に、公有財産に関する条例、規則、要綱についてお尋ねいたします。従来型の行政財産の目的外使用が一時的な使用を前提とした制度であるのに対し、行政財産の貸付けは可能

な限り長期安定的な利用を可能とした制度であると考えられますが、下田市ではこの2つの制度の違いについて、条例、規則、要綱等でどのように区分し、整理しているか、お聞かせください。

また、使用料や貸付料の減免について、ワーケーション拠点施設を貸し付けるに当たり、減免を適用することができる条項が下田市の条例、規則、要綱等にあるかについてお聞かせください。

以上、趣旨質問を終わります。

議長（滝内久生君） 当局の答弁を求めます。

建設課長。

建設課長（高野茂章君） それでは、私のほうから、地域公共交通基本計画の4つの課題に対する取組と、その改善の結果についてと、改善が図られた交通政策についてと、あと課題1の高齢化の課題、移動制約者の対応について、どのような交通政策の取組が必要かという問題についてお答えさせていただきます。

この期間の主な取組といたしましては、課題1の高齢化の課題、移動制約者の対応に対しましては、稲梓地区に地域内交通再編として東海バスの賀茂逆川線をコミュニティバスいなみん号に転換をしております。

課題2の来訪者の移動手段の対応に対しましては、交通拠点である伊豆急下田駅の情報案内、分かりやすさの向上のため、デジタルサイネージの設置やバス停標示の改定を行っております。

課題3の市内移動、広域移動への対応に対しましては、中心部路線の再構築として、東海バスの大賀茂線、須崎線をフィーダー系補助路線化とし、中心市街地を經由してメディカルセンターまで延伸をしております。

課題4の公共交通利用者確保、運行維持の課題に対しましては、バスの乗り方教室や、沿線小学生の描いた絵をバス内に展示等の利用促進事業の実施や、路線維持のため自主運行バス等の補助金の交付を実施しております。

課題解決に向けた取組につきましては、路線再編や結節点の整備などを進め、公共交通利用者数の維持確保を図っておりますが、人口減少、少子高齢化の進展により、利用者や交通従事者の確保がより困難になると想定されることから、地域の現状や環境の変化に対応した交通体系の構築に向け、さらなる取組が必要だと考えております。

各取組の効果につきましては、現在、次期公共交通計画の策定に当たり、詳細な効果検証、

総括評価を行っているところでございます。

交通系ＩＣカードの普及につきましては、今年度、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用して、バス事業者が行う交通系ＩＣカード導入事業に対して補助金180万円を交付するものとしてるところでございます。来年3月までに導入作業が完了し、下田営業所所属車両32台のうち、下田南伊豆エリア24台全ての車両において交通系ＩＣカードによるキャッシュレス決済サービスが利用できるようになります。カードの普及につきましては、今後、バス事業者と連携して、広報、利用促進に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

議長（滝内久生君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（斎藤伸彦君） 福祉事務所では、下田市が実施している移動制約者への支援事業と、その事業に対する令和3年度予算額をお答えさせていただきます。

福祉事務所が所管する障がいサービスとしましては、障がい認定区分1を持っている方に通院等解除、通院等乗降解除による移動支援を行っています。また、障害者手帳を所持している方には移動支援事業を実施しております。こちらは病院等への通院のための移動や社会生活上、不可欠な外出、行政手続や選挙のことですが、そのほかに余暇活動のための外出支援にも対応しています。加えて、市単独事業としましては、重度心身障がいタクシー利用助成としまして、こちらは障害者手帳を所持している方に年間24枚のタクシー初乗り料金相当のタクシー利用券を配付しております。令和3年度につきましては、今現在、53人の方に24枚つづりの券を配付しております。令和3年度当初予算は74万7,000円となっております。

また、高齢者への交通系ＩＣカードの利用につきましては、高齢者所管の課としましては利用の広報に努めてまいりたいと考えております。

以上です。

議長（滝内久生君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） 市民保健課では、高齢者の外出機会の創出についての取組といたしまして、高齢者支援の特に介護予防に資する目的として、ひきこもり予防に伴う移動支援の事業を現在進めており、昨年度より静岡県の指導を受けながら移動支援セミナーや交通ボランティア養成講座のほうを実施しております。本市は電車、バス、タクシーなど、他市、他町に比べて充実してる状況ではございますが、現在、各地区での高齢者の居場所づくり、認知症カフェの推進を現在しており、来年度に向け、地域の実情に応じてボランティア

等を活用した外出を促すようなサロン送迎等の移動支援の仕組みづくりを検討しているところでございます。

また、現在、介護保険制度における訪問型サービスにおきまして、要介護1以上の認定を受けられている方につきましては、通院等乗降介助を利用することで、通院のほか、日常生活に必要な買物や預金の引き下ろし等の移動に伴う介助支援が訪問介護員等により対応しております。令和3年度予算におきましては、居宅介護サービス費8億5,000万円の一部の中で、令和2年度の実績といたしましては113名、延べ日数が約2,500日、金額にして290万円程度の利用がございました。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） 私からは、交通政策と移動制約者への支援についての御質問にお答えいたします。

まず、移動支援事業についてでございますが、子どもへの支援事業としましては、小学生を対象とした児童通学費補助金、予算額110万円、中学生を対象とした生徒通学費補助金、予算額380万円となっております。

次に、高校生の通学費補助につきましては、県の高等学校遠距離通学費補助金制度により助成がされております。内容としましては、通学に要する経費の負担の軽減を目的とし、生徒が通学に利用する公共交通機関ごとの1か月分の定期券購入費の合計金額から基準額1万5,000円を差し引いた額の2分の1相当額を助成するものです。おおむねの年収350万円未満の世帯の生徒が該当となるもので、この制度を基本として考えております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 産業振興課長。

産業振興課長（長谷川忠幸君） 私のほうからは、2件目の公有財産の貸付けと有効活用についての中で、旧樋村医院の整備の所有の目的、あとは財産区分と建物・土地使用料の算定、貸付面積に進入路、駐車場等が含まれていないことについて。最後に、貸付地以外の運用と管理について、順にお答え申し上げます。

本施設の目的には、ワーケーションの展開に加え、首都圏などの企業と下田の小規模な事業者とのマッチングを契機とした企業誘致という2つの側面を持っております。行政財産は公共用財産と公用財産の2種に分けられますが、施設の主たる利用者は、首都圏などの市外の企業等で、市民が共同利用する財産として位置づけていないため、本施設の財産種別を公

用財産としてございます。

次に、建物使用料につきましては、下田市行政財産の使用料徴収条例第2条を準用し、算定してございます。また、土地使用料につきましては、下田市普通財産土地の貸付けに関する要綱第5条を準用し、算定しております。貸付面積に進入路や駐車場等が含まれていないことにつきましては、貸付面積以外の部分をワーケーション事業の推進に関する包括連携協定に基づく企業間交流事業などに利用することや、市が施設を利用して行うワーケーション関係事業に利用するためでございます。

貸付地以外の運用と管理につきましては、施設と一体として整備したものでございまして、産業振興課で適切な管理に努めてまいります。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 財務課長。

財務課長（日吉由起美君） 江田議員の最後の、公有財産に関する条例等のお尋ねにお答えいたします。

行政財産の目的外使用につきましては、地方自治法により目的外の使用を許可することができることと規定されておりまして、具体的な手続につきましては、下田市公有財産管理規則に許可に関する規定を、下田市行政財産の使用料徴収条例に使用料の額、徴収減免等に関する規定を定めています。行政財産の貸付けにつきましては、行政財産の有効活用という観点から、地方自治法が改正されてきたこともございまして、その規定に従いまして運用をしているところでございます。今回のワーケーション拠点施設の活用の件を含め、今後、行政財産の貸付けを行う機会が増えることも想定されますので、現在、下田市公有財産管理規則に必要な規定を加える改正や貸付料の減免について検討しているところでございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 計画策定から6年8か月が経過し、いなみん号等の改善がされているということでございます。本計画の評価スケジュールについては、計画実施から3年後に中間評価を行い、PDCAサイクルの考えにより、最終年度、令和4年度に向けて事業を実施するというところでございます。来年度がその令和4年度となります。令和4年度より統合中学ということで、バス、また鉄道の利用者が213名ふえるということで、この最終年度、令和4年度については、新たな下田駅周辺の公共交通、交通政策についてどのようなイメージを持って最終年度を迎えるか、お聞かせいただきたいと思います。

もう一点、高齢者の外出機会ということで、ソフト的な説明をいただきました、非常に有効なものかと思えます。一方で、ハード的な支援というのもあると思われます。過去に下田市内におきましても、高齢者タクシー利用助成という初乗りの券を配られていたかと思えます。また、併せて、先ほど配られた広報しもだのほうにも記載がございましたが、自家用有償旅客輸送についても、こうした高齢者の外出には有効だと私は考えております。この2点について当局はどのようなお考えをお持ちか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、移動制約者に対します行政からの支援ということで、何点か御答弁をいただきました。下田市が策定しました地域公共交通基本計画におきまして、平成26年9月に実施された公共交通に関する市民アンケート調査の詳細が触れられておりました。路線バスを利用すると回答した800人のうち、その理由の39.1%がほかに交通手段がない、車・免許等がないという内容でございました。また、路線バスを利用しないと回答した2,288人のうち、その理由の71.9%がほかの交通手段を利用するため必要ないという内容でございました。この回答結果からも見られますとおり、交通政策については、いかに移動制約者への対応が重要かと読み取ることができます。

これに対して、市民アンケートの中にございます公共交通に対する補助、税金負担の在り方に対する設問に対しまして、回答者3,176人のうち52%の方が、路線バスについては現在と同程度の財政負担を維持しつつ、高齢者や障がい者などの交通弱者の足の確保に関する取組に対しては、市の補助を強化していくべきという回答結果がございました。この回答結果に対しまして、下田市としての交通政策に対しますP D C A、どのように行われたか、お聞かせいただきたいと思います。

次に、高齢者の交通系I Cカード普及についてでございます。臨時交付金を活用して、まず、これまで利用が不可能でありました市内を走る路線バスでのI Cカードが使用可能という御説明をいただきました。一方で、いかにこの交通系I Cカードをキャッシュレスになかなか踏み込むことができない高齢者の方にカードを持っていただくということが私は重要と考えております。今後、マイナンバーカードにつきましては、保険証であったり、金融口座、運転免許証など、様々なデータとひもづけられ、自治体D Xと合わせて住民向けサービスの提供に欠かせないものと予想がされます。交通系I Cカードの普及を推進することは、高齢者の外出促進及び公共交通の利用促進につながると私は考えております。下田市が策定しました地域公共交通基本計画の理念では、市民、来訪者にとって使いやすい、また使いたくなる公共交通の実現、サブテーマとしまして、生活、観光の両面に配慮した下田版交通まちづ

くりと、うたわれております。私はこの交通系ＩＣカードの普及により、下田版M a a Sとして推進されていくことが下田版交通まちづくりと考えておりますが、下田市がこの理念に掲げる下田版交通まちづくりの理想像を具体的にお聞かせいただければと思います。

最後に、高校生通学支援の関係でございます。県の遠距離通学補助金につきましては、私も認識しております。市のほうで現在、市内在住の高校生がこの支援制度を何名の方が使われてるか分かれば、お教えいただきたいと思います。私が調べた中ですと、この対象の世帯年収、また住民税等の均等割のハードルが非常に高い制度なのかなと考えております。保護者が負担する全ての交通費を行政が補助することは難しいと考えておりますが、県が要綱で示しております、この遠距離通学費補助金のスキームを準用し、先ほどアンケートで出ておりました448名と、その生徒さんの通学先を当てはめて私のほうで試算をさせていただきました。単年度の合計で約780万円という数字になります。下田市では様々な行政計画で、令和6年度までに年間出生数を100名とする数値目標を掲げております。高等学校については義務教育課程ではございませんが、下田市独自の高等学校遠距離通学費補助金による子育て支援は有効な少子化対策、また、移住・定住促進策であると私は考えます。

年間予算額約800万円という数字は、南伊豆町や伊豆市が実施しております高校生通学費補助、それぞれ1,100万円、1,350万円と比較しても決して予算化できない数字ではないと考えますが、令和4年度予算に向けて、高校生への通学補助についてどのようにお考えいただけるか、再度お聞かせいただきたいと思います。

議長（滝内久生君） 建設課長。

建設課長（高野茂章君） 最初に、次期計画の下田駅周辺のどんなイメージでつくられるかという御質問なんです、現在、今、令和3年、令和4年で第2次の交通計画を策定中でございますが、現在行ってるのが、この1次の検証結果、評価を全部、今行っておりまして、また、公共交通利用者に対してと、あと市民向けに今月中ですが、5,000人に対してアンケートを取ってまいります。その結果を受けての計画になりますが、当然、議員言われたとおり、統合によって子どもたちが増えるような形になろうかと思えます。それに対して、アンケートとともに、その結果を踏まえてなんです、周辺の交通形態、新たなモビリティの検討なんかもしていきたいというふうな考えではあります。

続いて、下田版M a a Sの理想像、ちょっと難しい質問なんです、下田版運輸連合という言葉もありますが、様々な交通システムの利用や、ＩＣ系、様々なツールを使って、その高齢者も含めて公共交通をなくしてはいけない、利便性を確保していくというのが理想形だ

というふうに思っております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 学校教育課長。

学校教育課長（糸賀 浩君） 私からは、高校生の通学補助の関係でお答え申し上げます。

現在の県の通学費の補助を受けてる生徒の人数については把握をしておりません。

それから、令和4年度に向けての通学費の補助の検討に関する御質問でございますが、確かに近隣の市町、先ほど御紹介いただきました南伊豆町、伊豆市、また、西伊豆町でも通学費の補助は行われております。その内容については、保護者の経済的な負担の軽減というものと、あとは路線バスの利用の促進や地元高校の存続、そういったような目的も兼ねられているものでございます。そういった形で多様な観点から支援が行われているというところでございます。それから教育委員会におきましては、来年度の中学統合に当たりまして、中学生に対する通学費補助をはじめとしました義務教育における支援の充実に今、努めているところでございます。今後、先ほど申し上げた様々な観点から、そういった問題について研究をしていきたいというふうに考えております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 市民保健課長。

市民保健課長（井上 均君） 議員御質問の、広報しもだに掲載されている自家用有償旅客運送につきまして、下田市ではまだこちらのほうは実施しておりません。ただ、下田市のほうでは、有償ではなくボランティアで行いますサロン送迎のほうを来年度から実施していきたいということで、今、前向きに取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 福祉事務所長。

福祉事務所長（斎藤伸彦君） 福祉事務所におきましては、高齢者タクシー券の再度の実施ということにつきましては、申し訳ありませんが、検討した経緯はありませんでした。

バスの交通系ＩＣカードの普及につきましては、この間、バス会社さんと話をしたところ、高齢者の方がバスの中での支払いに戸惑うことが多くて、ＩＣカードで支払えるということの方法を使えば、バスが止まって、停止してからゆっくり支払いに降りてこられるという点で、安全面でも大変よろしいという話をお聞きしましたので、そのような面からＩＣカードの普及、高齢者については有意義なものだと思って検討していきたいと考えています。

以上です。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 冒頭に申し上げさせていただきましたとおり、今ある課題に何かを掛け合わせて、それを改善し、新たに変革していくということで、近隣自治体の移動制約者に対します支援制度、金額もそうなんです、方法がアナログな回数券の配付であったり、後精算、事業者さんと行政で後精算される。また、アナログのパス券を買って、均一で100円で御乗車いただけるというものでございます。やはり変革していくために一番重要なキーワードは、議会もそうですが、ICT化によるいろいろな効率化を図ることが重要と考えております。今後、高齢者に限ってではございませんが、移動制約者に対します行政の支援をする際には、ぜひともこのDXを見据えた方法で取り組んでいていただきたいと思います。特に高齢者の方はクレジットカードに非常に不安を抱えておりますので、前もって使用可能な金額をチャージ、デポジットできる交通系ICカードというものが一番有効なものであると私は考えておりますので、ぜひとも御検討をお願いしたいと思います。

もう一点、統合中学後の駅前の整備についてでございますが、地域公共交通の計画策定に当たるアンケート5,000名ということで、恐らく無作為抽出でのアンケートになるかと思えます。中学生は毎日その伊豆急下田駅、また東海バスの下田駅のバス停、駅を利用されるわけでございますので、ぜひとも中学生、また、その保護者に特化したアンケートの実施もお願いしたいと思います。

最後に、高校生の遠距離通学でございますが、現在、下田市から、私の知る中では、函南のほうまで通われてる方がいらっしゃいます。やはり交通費が3年間で100万円違うということは、県立高校に通う中で、やはり費用の負担の平準化という中で、行政がそこには入っていく必要があるかと考えます。現在、近隣市町ではバス事業者の存続という意味で、バス定期等に関する補助はされておりますが、ここ下田市においては沿線の稲取高校であったり、城ヶ崎分校といった鉄道を利用した通学をされている方も非常に多くございます。今後検討していく中で、バス通学に対する補助ではなく、高校生が自分が行きたい高校に行けるように保護者の経済的負担が平準化されるよう、鉄道、バスの通学費に対する支援の検討をお願いしたいと思います。

続きまして、2件目の公有財産の貸付けと有効活用について再質問をさせていただきます。

まず、整備の目的というところで、1つに、市が実施するワーケーション事業、もう一つに、企業誘致という御説明がございましたが、私が認識をした企業誘致については、このワーケーション事業を実施する三菱地所株式会社を企業誘致するという認識でありますが、

そうではなく、三菱地所がワーケーション事業を行う中で、ワーケーション施設を利用する企業に対しての企業誘致なのかどうかについて確認をさせていただきたいと思います。

次に、財産区分に関してでございます。課長の説明では、公用財産という御説明がございましたが、私は令和2年度決算における公有財産の移動一覧表、こちらを参考に事前通告書の中の質問をさせていただいております。こちらには土地増加分、行政財産、公共用財産、ワーケーション拠点施設整備、建物増加分、公共用財産、ワーケーション拠点施設と記載がございます。この決算に係る審査資料と課長の答弁のそこについて理由をお聞かせいただきたいと思います。この点につきましては、他の自治体においても監査委員から財産の適正な管理についての意見が非常に多くございますので、お教えいただきたいと思います。

次に、土地使用料の根拠並びに建物使用料の根拠ということで、それぞれ2条と5条を準用したという記載がございます。こちらについては準用規定等が私が調べた中ではございませんでした。本来であれば、行政財産の建物であったり、普通財産の建物を貸し付ける予定があれば、条例や要綱、規則等の改正を行った上で契約を結ぶというものが正当な流れではないかと思いますが、実際その点が行われたのかどうかという、運用の中で実施してしまったのかどうかというところを最後、再度お聞かせいただきたいと思います。

次に、進入路、駐車場等の貸付面積が算入されてない、こちらは包括連携協定に基づきという御説明をいただきました。こちらについては、市が実際行うワーケーション事業の推進交流事業等で利用するという御答弁がございましたが、令和2年度中の利用状況等、お聞かせいただきたいと思います。

併せまして、貸付け面積以外の部分についてでございます。土地についてはおおむね山林等、普通財産でございましたので、駐車場スペース、またエントランス、進入路ということは理解できましたが、建物部分がおよそ110平米ございます。この110平米は貸付け以外にある110平米というものは何を指しているのか、お聞かせいただきたいと思います。

再質問については、そのまま行かせていただきます。

これ、ワーケーション施設の貸付けに当たって、委員会説明の中で、当該箇所が下田市指定文化財、下田御番所跡ということで、その点についてもしっかりと利用者であったり、活用していくというような御説明がございましたが、その点についての今後の方針ですか、そういったものをお聞かせいただければと思います。

議長（滝内久生君） 質問者にお尋ねいたします。ここで休憩したいと思います、よろしいですか。

1 番（江田邦明君） はい。

議長（滝内久生君） それでは、2時5分まで休憩します。

午後 1時51分休憩

午後 2時 5分再開

議長（滝内久生君） 会議再開の前にお願い申し上げます。

携帯電話については、電源を切るかマナーモードにされるよう、よろしくお願いします。

休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

当局の答弁をお願いします。

産業振興課長。

産業振興課長（長谷川忠幸君） それでは私のほうからお答え申し上げます。

このワーケーション施設の関係でございます。三菱地所が首都圏の企業をそこに誘致して、ワーケーションとして事業を行ってある。三菱地所が行ってるじゃなくて、企業を連れてきてという感じですかね。

あと、申し訳ございません、行政財産の関係でございます。本来であれば行政財産のうち公用財産のその他にこの部分を記載しなければならないところを、公共用財産に記載したということが誤りでありまして、申し訳ございませんでした。また、そのタイミングで訂正をしたいと思っております。

あとは、110平米の建物につきましては、昔、浴槽として使ってたところがありまして、そこを外の倉庫代わりとして倉庫用具等を置いてる場所、保管場所として現在使っております。

文化財の関係ですけど、文化財、おっしゃったように指定文化財がございまして、それがあつてもあつて、そこを入り口を地所等に貸すと占有、独占で、いろんなところで弊害が出るということもあります。あとは、文化財に関しましては、昨日、中村議員の質問にあつたように、教育長から教育の国際化とか、あと下田の歴史に誇りを持てる教育とかという部分もありまして、あそこで例えば、そこを緑化の整備をしてございますので、そこで歴史の勉強をしていただくなり、今そういうところで活用、別な活用をしていただくなり、その辺は今後、協議していきたいということでございます。

以上です。

議長（滝内久生君） 財務課長。

財務課長（日吉由起美君） 公有財産の管理につきましては、行政財産、普通財産でございますが、関連する条例、規則等、それから要綱等につきまして整合性を図りつつ、見直しを現在検討しております。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 傍聴人に申し上げます。マスクの着用をお願いします。聞こえますか。マスクの着用をお願いいたします。

産業振興課長。

産業振興課長（長谷川忠幸君） すみません、令和2年度中の使用ということで、すみません、答弁漏れでございまして、申し訳ないと思っております。令和2年度は整備中ですので利用がなかったわけなんですけど、令和3年度ということで、令和3年度につきましては、コロナの関係もございまして、使用のほうは特に多くはなかったわけなんですけど、中学生の総合学習の中でワークショップというお題があったもんで、その辺をあそこの施設を使って、中学生に見てもらったというような取組もしております。二、三回ほどやってございます。

以上でございます。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 財産区分については、今後、利用方法に合わせ、適正に見直すという御答弁をいただきました。私は、全てを公用財産にしてしまうのではなく、進入路からエントランス、史跡の部分については公共用財産のまま残すべきかと思われま。365日、あのワークショップ拠点施設が使われるのであれば、大きな問題は生じませんが、使われなとき、あの空間を下田市の財産として公用のみで使うというのは非常に非効率かと思われま。現地視察で私も行かせていただきましたが、大浦を臨む非常に風光明媚な場所で、近隣に駐車場もなく、市民の方があの空間を使えるような仕組みづくりをぜひともお願いしたいと思います。そうすることで史跡、下田の歴史、御番所としての歴史を市民が、子どもたちが学び、下田への愛着が深まるのではないかと思います。1点、その点について今後の区分の見直しの際、御検討いただけるか、考えをお聞かせいただきたいと思ひます。

次に、貸付け以外の約110平米でございますが、今回、課題追求型の質問ということで質問させていただきます。浴槽、私も見させていただきましたが、広く見ても約2坪程度ですが、2坪、3坪程度でございまして、私が思うに、この110平米というのは3階部分の屋上テラス部分ではないかと思ひます。その点について、この部分は貸付けの面積になぜ算定さ

れてないのか、ほかに浴槽以外にこの100平米というものがあればお聞かせいただきたいと思います。

議長（滝内久生君） 暫時休憩します。

午後 2時13分休憩

午後 2時22分再開

議長（滝内久生君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

休憩前に引き続き、一般質問を続けます。

当局の答弁を求めます。

産業振興課長。

産業振興課長（長谷川忠幸君） すみません、貴重な時間をいただきまして申し訳ございませんでした。

それで、公共用財産にしたほうがという御指摘でございます。ワーケーション施設として、あの全体で整備してございますので、やはり市民の方が使用できる施設ではないという認識で、ただ、文化財の関係につきましては、文化財を見学というところは、法によって見学を拒まない、拒めないところでございますので、その辺の見学等は入れるような仕組みとなっております。今、御指摘いただいた有効に活用しろというお話でございましたので、今後、今後の課題として検討していきたいと考えてございます。

面積につきましては、建築面積で積算してございましたので、ちょっとその辺、もう一度、精査させてもらって、直すところは直すということで考えております。すみません。

議長（滝内久生君） 1番 江田邦明君。

1番（江田邦明君） 2件目の質問につきましても、冒頭申し上げさせていただきましてとあり、新たな収益構造を図るために必要な質問だと私は思っております。明確な財産区分、そして必要な条例、要綱、規則の整備、そしてさらなる財産の活用、議員になって以来申し上げておりますが、太陽光発電屋根貸し、またネーミングライツ、屋内・屋外広告、こういった行政財産を有効、公用財産を有効的に活用するためには、まずこういった整備が必要なのではないかということで質問をさせていただいております。

一方で、減免措置等についても私は必要と考えております。伊豆半島の南部ではなかなかございませんが、企業誘致のために、土地等、いろいろな便宜を供与してるところもございます。私はこのワーケーション拠点施設を整備することで、三菱地所がこの下田の地で事業

を実施するという事は非常に有効なものであると考えております。価格の有利性を犠牲にする結果になるとしても、当該貸付相手方を選定し、契約することが、当該契約の性質またはその目的を達成する上で下田市の利益の増進につながると私は考えております。ぜひとも今後、条例等の整備に当たり、関連して企業立地、また誘致等に関する促進条例等の整備もお願いしたいと考えております。

市長から発言があるようですので、私からの質問はこれで終わります。

議長（滝内久生君） 答弁よろしいですか。

これをもって、1番 江田邦明君の一般質問を終わります。